JR 和田山駅周辺のまちづくりに関する民間事業者等との対話調査

実施要領

令和8年11月

朝来市　都市整備部　都市政策課

1. 調査の名称

JR 和田山駅周辺のまちづくりに関する民間事業者等との対話調査

2. 調査の目的

朝来市では、JR 和田山駅において、駅南北の回遊性・利便性の向上を図るため、南北自由通路の整備に向けた取組を進めています。

JR 和田山駅は、本市の玄関口であり、通勤・通学、観光、地域交流など、さまざまな利用が見込まれる重要な交通拠点です。南北自由通路の整備を契機として、駅周辺の回遊性向上やにぎわいづくり、利用者の利便性向上など、駅周辺の将来的なまちづくりについて検討していく必要があります。

本調査は、現時点で具体的な事業化、公募、施設整備、土地活用等を前提とするものではなく、JR 和田山駅周辺のまちづくりについて、民間事業者等がどのような関心を有しているか、また、どのような活用アイデアや関わり方の可能性があるかを把握することを目的として実施するものです。

本調査でいただいた意見や提案は、今後、市が JR 和田山駅周辺のまちづくりの方向性を検討する際の参考とします。

3. 調査の位置づけ

本調査は、JR 和田山駅周辺の将来的なまちづくりに関する初期的な意向把握を目的として実施するものです。

したがって、本調査は、次の事項を行うものではありません。

〇具体的な事業の実施を決定するもの
〇施設整備を決定するもの
〇土地の取得、借受け、活用又は開発を決定するもの
〇まちづくり事業の実施主体となる民間事業者等を募集又は選定するもの
〇今後の事業者公募等における条件を決定するもの
〇特定の提案を採用することを約束するもの

また、本調査への参加の有無や意見・提案の内容は、今後、市が何らかの事業者公募等を実施する場合において、参加資格や評価に影響を与えるものではありません。

本調査で示す対象エリア、検討テーマ、対話項目等は、今後の検討の参考として設定するものであり、市として事業実施や土地活用等を決定したものではありません。

4. 対象エリア

本調査の対象は、JR 和田山駅周辺エリアとします。

主に、次のような範囲におけるまちづくりの可能性について意見を伺います。

〇JR 和田山駅周辺
〇南北自由通路の整備により回遊性向上が期待される駅北側・駅南側の周辺
〇駅利用者、地域住民、観光客等の動線上にある公共空間
〇駅周辺の利便性向上やにぎわいづくりに資する可能性のあるエリア

なお、対象エリアには民有地が含まれていますが、市は、現時点において、周辺民有地の所有者から、当該土地の活用、開発、取得、借受け、共同事業化等について了承を得ているものではありません。

このため、本調査では、特定の民有地の活用を前提とした具体的な事業提案を求めるものではありません。

民有地に関するご意見がある場合は、あくまで将来的なまちづくりの可能性に関する一般的な意見又は参考意見として取り扱います。

5. 意見を伺いたい主なテーマ

本調査では、JR 和田山駅周辺の将来的なまちづくりについて、次のような事項を中心に意見を伺います。

テーマ	意見を伺いたい事項
駅周辺の印象・ポテンシャル	和田山駅周辺をどのように評価するか、どのような可能性があるか
南北自由通路整備後の変化	人の流れ、駅北・駅南の関係、回遊性にどのような変化が考えられるか
駅周辺にあるとよい機能	飲食、物販、待合、観光案内、交流、学習、仕事、子育て支援等
公共空間の使い方	駅前広場、歩道、空地等で考えられる日常利用やイベント利用
にぎわいづくり	マルシェ、地域産品販売、チャレンジショップ、キッチンカー、催し等
観光・交流	観光案内、二次交通、レンタサイクル、手荷物預かり、周遊拠点等
交通・移動	バス、タクシー、自転車、徒歩、送迎などの利便性向上
民間事業者等の関わり方	事業者として関心があるか、どのような形なら関わりやすいか
実現に向けた課題	需要、採算性、交通、管理運営、権利関係、行政支援等

なお、上記に限らず、JR 和田山駅周辺のまちづくりに資する意見やアイデアを広く受け付けます。

6. 参加者に意見を伺いたい事項

参加者には、可能な範囲で次の事項について意見を伺います。

なお、本調査は初期的な意向把握を目的とするものであり、詳細な事業計画、収支計画、施設配置図、設計図等の提出は不要です。

〇JR 和田山駅周辺のまちづくりへの参加の意向の有無
〇駅周辺にどのような機能やサービスがあるとよいか
〇南北自由通路の整備により、駅周辺にどのような変化が期待できるか
〇駅前広場や公共空間で実施できそうな取組

〇にぎわいづくりや交流促進につながるアイデア
〇観光、交通、地域産品、地域活動等との連携可能性
〇民間事業者、地域団体等が関わることができそうな取組
〇事業者等として関心を持ちやすい条件
〇実施にあたって課題となりそうな事項
〇市に期待する役割
〇今後、市がまちづくりを検討する上で留意すべき事項

なお、具体的な関わり方、運営方法、費用負担、収益性等について意見がある場合は、可能な範囲でお聞かせください。

7. 参加対象者

本調査に参加できる者は、JR 和田山駅周辺のまちづくりに関心を有する法人、団体、個人事業主又はこれらのグループとします。

想定する参加者の例は、次のとおりです。

〇駅周辺での事業展開に関心のある事業者
〇飲食、物販、サービス業等の事業者
〇観光、宿泊、交通、モビリティ関連事業者
〇不動産、建設、施設運営、まちづくり関連事業者
〇金融機関
〇商工関係団体
〇地域団体、まちづくり団体
〇イベント、マルシェ、キッチンカー等の運営者
〇その他、JR 和田山駅周辺のまちづくりに関心を有する者

複数の法人又は団体等によるグループでの参加も可能です。

8. 参加資格

次のいずれかに該当する者は、本調査に参加することができません。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
（2）会社更生法、民事再生法等に基づく手続開始の申立てがなされている者
（3）国税又は地方税を滞納している者
（4）暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
（5）その他、市が本調査の参加者として適当でないと認める者

9. 調査の流れ

本調査は、次の流れで実施します。

手続	内容	時期
実施要領の公表	市ホームページ等で公表	令和 8 年 11 月 13 日
現地見学会・説明会	申込期限（様式1）	令和 8 年 12 月4日 17:00

	希望者を対象に実施	令和８年12月11日 ～18日
質問受付	電子メールにより受付（様式2）	令和８年12月21日 から 令和８年12月25日 まで
質問回答	個別に回答	令和９年１月13日
参加申込受付 対話シート提出	様式3「エントリーシート」提出 様式４「対話シート」又は任意様式	令和９年１月14日 から 令和９年２月17日 まで
個別対話の実施	１者あたり30分から60分程度	令和９年２月26日 から 令和９年３月29日ま で
結果概要の公表		令和９年6月頃

※日程は、参加申込状況等により変更する場合があります。

10. 現地見学会・説明会

本調査への参加を検討している事業者等を対象に、現地見学会及び説明会を開催します。

（1）開催日時

令和8年12月11日～18日

日時は、申込者と調整します。

（2）集合場所

JR和田山駅周辺

詳細は、申込者に別途連絡します。

（3）内容

〇調査の趣旨説明

〇JR和田山駅周辺の現状説明

〇南北自由通路整備の概要説明

〇対象エリアの現地確認

〇質疑応答

（4）申込方法

参加を希望する場合は、様式1「現地見学会・説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

提出期限：令和８年12月4日　17:00まで

（5）留意事項

現地見学会・説明会への参加は、個別対話への参加の必須条件ではありません。

なお、現地見学に際しては、公共空間から確認できる範囲を対象とし、民有地への立入りは行いません。

11. 質問の受付及び回答

本実施要領の内容について質問がある場合は、様式 2「質問書」に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

（1）受付期間

令和 8 年 12 月 21 日から 25 日まで

（2）提出方法

電子メールにより提出してください。

件名は、

「和田山駅周辺対話調査質問書」

としてください。

（3）回答方法

質問に対する回答は、個別に回答します。

12. 参加申込

個別対話への参加を希望する場合は、様式 3「エントリーシート」に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

（1）申込期間

令和9年 1 月 14 日から 2 月 17 日まで

（2）提出書類

〇様式 3 エントリーシート

〇様式 4 「対話シート」又は任意様式

〇その他、意見やアイデアの説明に必要な資料 任意

（3）提出方法

電子メールにより提出してください。

件名は、次のとおりとしてください。

「和田山駅周辺対話調査参加申込」

（4）提出先

朝来市 都市整備部 都市政策課

所在地: 〒669-5292

兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1

電 話: 079-672-6127

電子メール: toshiseisaku@city.asago.lg.jp

13. 対話シート及び補足資料の提出

個別対話に参加する場合は、様式 4「対話シート」又は任意様式を提出してください。

対話シートは、参加者の関心やアイデアを把握するための簡易なものであり、詳細な事業計画、収支計画、施設配置図、設計図等の提出は不要です。

また、補足資料の提出は任意とします。

提出資料には、可能な範囲で次の事項を記載してください。

〇JR 和田山駅周辺のまちづくりに対する関心
〇駅周辺にあるとよい機能やサービス
〇公共空間等で実施できそうな取組
〇参加者として関わることができそうな内容
〇市に期待する役割
〇実施にあたっての課題
〇その他、市に伝えたい事項

14. 個別対話の実施

（1）実施期間

令和 9 年 2 月 26 日から 3 月 29 日まで

（2）実施場所

朝来市役所又はオンライン会議により実施します。

詳細は、参加者と調整の上、個別に連絡します。

（3）実施時間

1 参加者あたり 30 分から 60 分程度を予定します。

（4）実施方法

参加者ごとに個別に対話を実施します。

対話は非公開とします。

（5）主な対話項目

個別対話では、主に次の事項について意見を伺います。

〇JR 和田山駅周辺の印象、強み、課題
〇南北自由通路整備後に期待される変化
〇駅周辺にあるとよい機能、サービス、活動
〇駅前広場や公共空間で実施できそうな取組
〇にぎわいづくりや交流促進のアイデア
〇観光、交通、地域産品、地域活動等との連携可能性
〇民間事業者、地域団体等として関心を持てる取組
〇関わる場合に必要となる条件や課題
〇市に期待する役割
〇今後、市が検討すべき事項

15. 参加者名、提出資料及び対話内容等の取扱い

（1）基本方針

本調査への参加者の名称、提出資料、個別対話の内容、意見、アイデア、提案内容その他参加者又はその事業構想を特定若しくは推認できる情報は、非公表として取り扱います。

市は、関係法令、条例その他の規定により開示又は提供が必要となる場合を除き、参加者の書面又は電子メールによる事前の同意なく、これらの情報を公表し、又は第三者に提供しません。

（2）事前同意

市が前号の情報を公表し、又は第三者に提供しようとする場合は、あらかじめ当該参加者に、公表又は提供を予定する内容、方法、相手方及び時期を示し、書面又は電子メールによる同意を得るものとします。

関係法令、条例その他の規定により開示又は提供が必要となる場合を除き、参加者の同意が得られない情報は、公表又は第三者への提供を行いません。

（3）市内部での利用及び共有

提出資料及び個別対話で得た情報は、本調査の実施及び JR 和田山駅周辺のまちづくりの検討に必要な範囲で利用します。

これらの情報は、本調査又は当該まちづくりの検討に関係する市職員に限り、必要な範囲で共有します。

市職員以外の者に、参加者又は個別の提案内容を特定若しくは推認できる情報を提供する場合は、関係法令、条例その他の規定により提供が必要となる場合を除き、あらかじめ当該参加者の書面又は電子メールによる同意を得るものとします。

（4）記録及び資料の管理

個別対話は非公開とします。

市は、今後の検討に必要な範囲で対話記録又は議事要旨を作成する場合があります。録音又は録画を行う場合は、あらかじめ参加者の同意を得ます。

提出資料は返却しません。提出資料及び対話記録の保存、管理及び廃棄は、朝来市文書管理規程等に基づき取り扱います。

16. 民有地に関する提案の取扱い

本調査の対象エリアには、民有地が含まれる可能性があります。

しかし、市は、本調査の実施にあたり、周辺民有地の所有者から、当該土地の活用、開発、取得、借受け、共同事業化等について了承を得ているものではありません。

このため、民有地に関する意見やアイデアは、次の取扱いとします。

（1）民有地に関する意見は、将来的なまちづくりの可能性を考える上での参考意見として取り扱います。

（2）特定の民有地の活用、取得、借受け、開発等を前提とした具体的な提案を求めるものではありません。

（3）市が民有地の取得、借受け、権利調整、開発誘導等を行うことを約束するものではありません。

（4）民有地所有者が本調査の実施や提案内容に同意しているものではありません。

（5）提案内容は、土地所有者の意向を反映したものとはみなしません。
（6）本調査の結果をもって、民有地所有者に何らかの義務又は負担が生じるものではありません。

17. 参加によって生じる権利等

本調査への参加実績は、今後、市が何らかの事業者公募等を実施する場合において、評価の対象又は参加条件となるものではありません。

また、本調査への不参加を理由として、今後の事業者公募等において不利益な取扱いを受けることはありません。

本調査への参加により、参加者に対して、事業実施に関する優先交渉権、契約上の権利その他の特別な権利が付与されるものではありません。

18. 費用負担

本調査への参加に要する費用は、すべて参加者の負担とします。

市は、資料作成、現地見学、個別対話への参加等に要する費用について、報酬、補償、交通費その他の費用を負担しません。

19. 留意事項

参加者は、次の事項に留意してください。

（1）本調査は、事業者を選定するものではありません。
（2）本調査は、具体的な事業化、施設整備、土地活用等を約束するものではありません。
（3）本調査で示す条件、対象範囲、検討テーマ等は、今後変更となる場合があります。
（4）本調査における意見やアイデアは、今後の検討の参考としますが、市がその内容を採用することを約束するものではありません。
（5）必要に応じて、追加の対話又はヒアリングを実施する場合があります。
（6）参加者は、本調査への参加により知り得た市の未公表情報を、第三者に漏らしてはなりません。
（7）本調査において、特定の民有地の所有者が土地活用等に同意しているかのような表現は避けてください。
（8）本調査は、関係法令、条例、計画等に基づく必要な手続を省略又は代替するものではありません。

20. 今後の進め方

市は、本調査の結果を踏まえ、JR 和田山駅周辺のまちづくりについて、今後、必要に応じて次の事項を検討します。

〇駅周辺の将来像の整理
〇南北自由通路整備と連動した周辺まちづくりの方向性
〇駅周辺に求められる機能やサービス

〇駅前広場や公共空間の使い方
〇にぎわいづくりや交流促進の方策
〇観光、交通、商業、地域活動等との連携方策
〇民間事業者、地域団体等との関わり方
〇社会実験等の実施可能性
〇関係者協議の進め方
〇民有地所有者等への意向確認の必要性
〇今後の検討体制及び進め方

なお、本調査の結果を踏まえた今後の対応については、市が改めて検討するものであり、現時点で具体的な事業実施を予定又は決定しているものではありません。

21. 問い合わせ先

朝来市　都市整備部　都市政策課
担　　当:中治
所在地:〒669-5292
兵庫県朝来市和田山町東谷 213 番地 1
電　　話:079-672-6127
電子メール: toshiseisaku@city.asago.lg.jp